ハ　当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬のみを行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。）とする。

(1)　当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

(2)　当該産業廃棄物の収集又は運搬を当該認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合にあつては、当該収集又は運搬を行つた事業者の名称

(3)　収集又は運搬年月日

(4)　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

(5)　積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

2・3　（略）

（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管）

第八条の十三の三　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一・二　（略）

三　法第十二条の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管

四　（略）

（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）

第八条の十七の二　法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一～十　（略）

十一　法第十二条の五第一項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項

（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等）

第八条の十八　法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一　特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	（略）
処分	（略）

備考　運搬又は処分に係る特別管理産業廃棄物に法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、当該特別管理産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2・3　（略）

（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管）

第八条の十三の三　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一・二　（略）

（新規）

三　（略）

（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）

第八条の十七の二　法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一～十　（略）

十一　電子情報処理組織の使用に関する事項

（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等）

第八条の十八　法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（新規）

運搬	（略）
処分	（略）

（新規）